手続きはお済ですか?

特別障害者手当・障害児福 児童扶養手当・児童扶 祉 手当

20歳以上のかた。 する程度の障害の状態にある 活で常時特別の介護を必要と 度の障害があるため、日常生 身体または精神に著しく重

給されません。 にあてはまる場合、 ※ただし、対象者が次の事項 手当は支

ホームなどに入所している場 ○障害者施設、特別養護老人

カ月を超えて入院している場 ○病院や診療所に継続して3

【支給額

(月額) 2万6440円

合など

給されません。 定額以上の場合は、 ※支給対象者などの所得が 手当は支

原則として、 毎年2月、 5

給されません。

月分までが支給されます。 月、8月、 11月にそれぞれ前

◎障害児福祉手当

【支給対象】

害の状態にある20歳未満の児 害があるため、 時介護を必要とする程度の障 身体または精神に重度の障 日常生活で常

項に当てはまる場合は、 は支給されません。 ※ただし、対象児童が次の事 手当

給付を受けることができる場 ○障害を事由とする公的年金

ている場合など ○児童福祉施設などに入所し

定額以上の場合は、 ※支給対象者などの所得が、 (月額) 1万4380 手当は支 円

月分までが支給されます。 月、8月、11月にそれぞれ前 原則として、毎年2月、 5

◎特別児童扶養手当

【支給対象】

いるかた。 母に代わって児童を養育して 童を養育している父母か、父 定の障害がある20歳未満の児 身体・知的または精神に一

は支給されません。 ○障害を事由とする公的年金

項に当てはまる場合は、

手当

※ただし、

対象児童が次の事

給付を受けることができる場

いる場合など ○児童福祉施設等に入所して 【支給額】(月額

◇ 1 級 5万750円

◇2 級

3万3800円

◇児童が1人の場合

【支給月】

◎児童扶養手当

【支給対象】

が次の事項に当てはまる場合 り親家庭(これに準ずる家庭 ※ただし、児童や受給資格者 歳に達する年度末までの児童 ある児童など)において、 を扶養しているかた。 …父または母が重度の障害に 離婚・死別などによるひと 手当は支給されません。 18

る場合 ○児童福祉施設に入所してい

○公的年金給付や遺族補償を

【支給額】(月額 の事実婚にあたる場合など ○その他、

受けることができる場合 同居人がいるなど までが支給されます。 月、12月にそれぞれの前月分

◎問い合わせ先 長島町福祉事務所

されません。 額以上の場合は、 ※支給対象者等の所得が一定 手当は支給

【支給月】

までが支給されます。 月、12月にそれぞれの前月分 原則として、毎年4月、 8

全部支給

4万1720円

4万1710円~9850円 一部支給

わります。 ※受給資格者の所得や児童の 人数により支給される額が変

されません。 額以上の場合は、 ※支給対象者等の所得が一定 手当は支給

8

10